

## 瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップについて

### 1. 瀬戸内海環境保全基本計画について(参考資料1参照)

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第3条の規定に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関し、長期にわたる基本的な計画として、昭和53年5月に閣議決定され、平成6年7月、平成12年12月に変更された。

平成12年の主な変更点は以下のとおり。

- (1) 計画の意義に環境回復の観点、計画の目標に藻場・干潟等の保全及び回復についての記述を追加する。
- (2) 目標達成のための基本的な施策に、以下についての記述を追加する。
  - [1] 保全型施策の充実
    - ・ 窒素及び磷の総量規制制度の導入
    - ・ 藻場及び干潟等の浅海域の保全
    - ・ 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮
    - ・ 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
  - [2] 良好な環境を回復させる施策の展開
    - ・ これまでの開発等に伴い失われた良好な環境の回復による多様な環境の確保
  - [3] 幅広い連携と参加の推進
    - ・ 環境教育・環境学習の推進等

### 2. フォローアップの目的について

平成12年の変更から5年が経過したことから、関係機関が基本計画に関連して実施した施策を点検し、瀬戸内海の環境保全の着実な推進を図ることを目的とする。

### 3. 今後の予定について

#### 第5回瀬戸内海部会(次回)

##### 施策の再整理

特に議論となった事項については、必要に応じて担当部局よりプレゼンテーションを実施。

府県計画についても進捗状況を報告。

#### 第6回以降

瀬戸内海環境保全基本計画の点検結果を取りまとめ。